

# チーム デライーベ規約

## 第1条 (名称)

- チーム デライーベとする。

## 第2条 (所在地)

- 本クラブの所在地は、会長宅とする。

## 第3条 (目的)

- スキーの正しい普及と発展につとめ、クラブ員相互の技術向上と 親睦を図ることを目的とする。

## 第4条 (事業)

- 1 調布市スキー連盟 (SAC)に加盟する。
- 2 技術向上と親睦を目指しクラブ行事を開催する。
- 3 クラブの目的達成に必要な事業を開催する。

## 第5条 (役員)

- クラブには次の役員を置く。
- 会長1名 副会長1名 会計1名 会計監査1名 事務局1名

## 第6条 (役員を選出と任期)

- 1 役員はクラブ員の合意により選出し、総会において決定する。
- 2 SACの規定に従い選出する理事、評議員とも前項と同様とする。
- 3 任期は役員、理事、評議員とも2年とする。
- 4 会計・会計監査は2期継続しないものとする。

## 第7条 (役員等の報酬)

- 役員、SAC理事、SAC行事役員には報酬を支払うことができるものとする。
- (\*規約外注釈2)

## 第8条 (総会)

- 年1回とし、会計末月より2ヶ月以内に開催する。
- 委任状を含め全クラブ員の3分の2以上の出席者にて成立する。
- 尚役員の要望により臨時総会を開催できることとする。

## 第9条 (例会)

- 毎月1回例会を開催できることとする。

## 第10条 (役員会)

- 役員の要望により適時開催できることとする。

## 第11条 (入部)

- 第3条の目的に賛同する者でクラブ員1名の推薦を必要とする。

## 第12条 (退部)

- 退部届け(文章、口頭)を会長宛に提出する。
- 但し支払い済みの入会金、年会費は返却しないこととする。

## 第13条 (会費)

- 入会金1,000円 年会費3,000円 SAC登録料1,000円 を支払う。
- 1級及び各種有資格者はSAJ、SATの規定による登録料を支払う。
- (\*規約外注釈1)

## 第14条 (会計年度)

- 毎年6月1日より次年の5月末日を会計年度とする。

## 第15条 (規約の改廃)

- 改廃するときは総会にて決定する。

## 第16条 (付則)

- 規約に定めない事項は例会、総会において決定する。

## 第17条（資格の喪失）

- クラブの社会的対面を汚したり、クラブ員相互の信頼を傷つけたりした時は役員会において決定できる。

## 第18条（施行）

- 規約の施行は平成12年11月20日とする。
- 平成20年6月28日に第6条を1部改正、同日施行する。
- 平成22年7月10日に第7条を追加し、同日施行する。

### [規約外注釈1]:

- 1級以上所持者はSAT会員登録料800円・SAJ会員登録料3,000円。(任意)
- 各種有資格者料はSAJの指導員年次登録料1,000円・検定員年次登録料1,000円及びSATの指導員年次登録料1,000円。
- なお、競技者は別途SAT・SAJ・FIS競技者登録・競技資格登録が必要。

(注) 平成28年6月13日通達によりSAJ会員登録料が一般2,000円から3,000円に変更。

### [規約外注釈2]:

- 平成22年7月10日の総会にて次のように報酬を規定
- 平成24年6月9日の総会にて⑤の報酬を変更
- ① SAC理事 2名(¥5,000/名) ¥10,000
- ② 事務局 1名(¥5,000/名) ¥5,000
- ③ 会計 1名(¥5,000/名) ¥5,000
- ④ 体育祭開会式参加 3名(¥1,000/名) ¥3,000
- ⑤ スポーツ祭or駅伝役員 1名(¥2,000/名) ¥2,000

### [規約外注釈3]:

- 平成24年6月9日の総会にて行事補助費を規定
- 平成26年6月21日の総会にて①に規定されていた行事参加者補助費を廃止
- ② 幹事 ¥1,000/1名
- ③ 車代(乗車人数に関わらず) ¥1,000/台
- 平成27年6月27日の総会にて外部講師による研修会の参加奨励金を規定。平成28年7月9日の総会でただし書きを修正。
- ④ 外部研修会参加奨励費 ¥1000/名  
ただし、SAC、検定に伴う講習は除く。指導員研修は含む。参加者はクラブへの情報還元を要請されます。また、個人参加は領収書等を提示して承認をとることとする。

---

**[会長]: 粕谷 宗房**

**[所在地]: 東京都調布市深大寺**

---